



タイトル Title	第一次歴史教科書紛争から「克日」運動へ：全斗煥政権期の対日観の変化についての一考察(The First History Textbook Dispute and "Overcoming Japan Movement":A Turning Point in Japan - South Korean Relation in the 1980s)
著者 Author(s)	木村, 幹
掲載誌・巻号・ページ Citation	国際協力論集,22(1):1-27
刊行日 Issue date	2014-07
資源タイプ Resource Type	Departmental Bulletin Paper / 紀要論文
版区分 Resource Version	publisher
権利 Rights	
DOI	
JaLDOI	10.24546/81008107
URL	http://www.lib.kobe-u.ac.jp/handle_kernel/81008107

Create Date: 2018-06-25

第一次歴史教科書紛争から「克日」運動へ：全斗煥政権期の対日観の変化についての一考察

木村 幹*

はじめに

日韓両国の間に横たわる歴史認識問題。時にそこで議論される「過去」、即ち、植民地支配期以前の出来事ばかりが注目されるこの問題であるが、実際には第二次世界大戦後から現在までに至るまでのその議論のあり方は多様である。そしてそれはある程度当然の事である。歴史認識問題とは、「過去」の歴史的事実そのものを巡る問題であるというよりも、「過去」の歴史的事実を各々の時代に生きる人々がどのように考え、どの部分にどのような重要性を見出すかに関わる問題だからである。

加えて、この歴史認識問題はそれ自身が既に長い「歴史」を有している。例えば、朝鮮半島において行われた日本による植民地支配は1910年から45年までの35年足らず、これに対してその後日韓両国の間で展開された歴史認識問題は1945年から現在まで、実に70年近くの歴史を有している。即ち、既に歴史認識問題はそこで議論されている「過去」の2倍近い「歴史」を有していることとなる。

別稿¹で幾度か議論したように、このような歴史認識問題の「歴史」或いは展開過程、特にそれが今日の我々が直面する形での歴史認識問題に繋がる過程を考える上で重要なのは、その「原型」の多くが、1980年代から1990年代における時期に形作られている事である。その「原型」とは具体的に言えば次のようになる。第一は、この問題で議論されているイシューである。周知のように、今

* 神戸大学大学院国際協力研究科教授

日の日韓間の歴史認識問題で議論されているイシューの代表的なものには、歴史教科書、従軍慰安婦、竹島問題等がある。そのうち歴史教科書紛争と従軍慰安婦問題は、1980年代に入ってはじめて本格的に議論されるようになったものである。もう一つは、紛争の頻度である。歴史認識問題に関わる紛争の頻度は1980年代以降急速に増す事となっており、その事はこの時期に日韓関係に関わる重要な変化が存在した事を示唆している²。

それでは、この時期の日韓間において一体、どのような事態が起こっていたのだろうか。本稿では、この点を明らかにする為に、まず80年代における最初の深刻な歴史認識問題の事例である、第一次教科書問題に注目する。よく知られているように、この問題は1982年6月における日本側の教科書報道により触発されて生じたものであり、この後両国間で繰り返される教科書問題の出発点に当たるものである。本稿ではその発展過程について、改めて確認した上で、その原因の一つである当時の韓国側の事情を分析する事により、日韓間の歴史認識を巡る問題が、何故に80年代前半に噴出する事になった理由を明らかにしたい。

このような本稿の分析において重視するのが、この第一次教科書問題の直後に展開される「克日」運動との関係である。1983年1月の朝鮮日報³による特集記事を嚆矢に韓国国内で大々的に展開されたこの運動は、「日本を克服する為には、日本を知ろう」というスローガンの下、経済大国として台頭する日

本の姿を韓国社会に紹介する目的を有していた。しかし何故、韓国ではこのような「日本を知ろう」という傾きを持つ運動が、第一次歴史教科書紛争の直後に起こる事となったのか。そしてその背後には日韓関係や韓国社会のどのような変化があったのか。

本稿ではこれらの問題を考察する上で、当時の新聞記事等の文献史料に加え、関係者に対するインタビュー⁴により得られた結果を利用する。それでは、早速本文に入っていく事にしよう。

第1章 教科書問題に関わる先行研究の検討と本稿の分析手法

さて分析に入る前に日韓間の歴史教科書紛争についての先行研究とその限界について触れ、本論文の立ち位置を確認しておくことにしよう。

従軍慰安婦問題や竹島を巡る領土問題、更には靖国神社参拝問題と並び、日韓間の歴史認識問題の中核を占める歴史教科書紛争については、これまでも多くの研究が為されて来た⁵。とはいえ、この問題に対する先行研究のアプローチは一様ではなく、そこには幾つかの類型が存在する。そこで以下、その類型に沿って先行研究を整理したい。

教科書問題を巡る先行研究において最も多い形のもの、問題となった特定の日本の教科書の記述内容を検討する形のものである⁶。このカテゴリーの研究は韓国においては多くの蓄積が存在する。就中、そこにおいて繰り返し取り上げられているのは、2001年以降

に教科書検定を通過した「新しい教科書を作る会」とその流れを引く教科書の内容である。そこではこれらの教科書の内容が、日本による朝鮮半島侵略を正当化する目的を持っている事が指摘され、併せてこのような教科書が作られた事こそが、日本社会の「右傾化」を示す証拠だという主張が展開される。

歴史教科書問題を巡る先行研究の二つ目のカテゴリーは、検定制度との関係で教科書問題を分析しようとするものである⁷。このようなタイプの研究において重視されるのは、教科書の内容よりも、寧ろ、その内容に対する国家の側の干渉の在り方である。このような研究の多くは、1965年以来引き続く家永教科書裁判の流れを引いており、主に日本の研究者によって為されている。

三つ目のカテゴリーは主として特定の事項を選んで、日韓両国、或いはどちらか一カ国の特定の教科書を選んでその記述の変化を調査・分析するものである⁸。最も典型的な研究は、2010年3月に出版された第二期日韓歴史共同研究の報告書において見ることが出来る。そこにおいては植民地支配や慰安婦問題等、日韓両国の歴史認識問題において懸案視されている事項のみでなく、古代史や17世紀末の文禄・慶長の役に関する記述の変化等も検討されている。

最後に、主として教育学的な観点から、日韓両国の歴史教科書と学習指導要領等との関係を分析するものがある。ここにおいては日本政府の教育政策が如何にして教科書記述と関係を有しているか、が教育政策の観点から

議論されている⁹。

しかしながら、このような先行研究の偏りは、同時に今日における歴史教科書紛争に関わる先行研究の問題の所在をも示している。その欠陥を並べてみるなら次のようになる。第一に先行研究においては、教科書の記述や検定制度のあり方の変化等は分析されていても、そのような変化がどのような理由により齎されることになったかは十分に論じられていない。多くの研究においては、その理由として日本の「右傾化」や韓国における「反日」意識の高まりが漠然と指摘されるだけであり、それらの要素がどのようなメカニズムの中でどのように機能しているかは具体的に明らかにされていない。

第二の問題は多くの研究が教科書における「問題とされている部分」のみに注目する一方で、教科書全体の構成がどのようになっていくかについては殆ど明らかになっていない事である。言うまでもなく、教材としての教科書の意味合いは、個別の記述以上にその全体としてのストーリーの置き方等によって大きく変わってくる。また、殆どの先行研究においては、「問題とされている教科書」が集中的に分析される一方で、その教科書が教育課程の中でどれ程の比重を持っているかを必ずしも明らかにされていない。その事による欠陥は、長らく検定制度を採用し、それぞれの教育課程において二桁に達する数の教科書が発行される日本の教科書に対する研究としては致命的な欠陥を有しているという事が出来る。

第三、そして本稿において最も重要な問題は、これらの先行研究の射程が教科書の記述内容や精々検定制度や学習指導要領のあり方に留まっている事の当然の結果、何故に特定の時期における教科書の記述のあり方が、日韓間の紛争を齎すに至ったかを明らかにできていない事である。即ち、大半の先行研究においては、歴史教科書を巡る日韓間の紛争は、何かしらの「問題ある記述」が存在すれば、自動的に起こるかのような前提で書かれている。

しかしながら、既に紹介した別稿で明らかにしたように、実際には、多くの国際紛争と同様に、日韓間の歴史教科書を巡る紛争も、「問題ある記述」があれば直ちに、勃発するという構造にはなっていない¹⁰。そしてとりわけその事は、1982年の第一次歴史教科書紛争においては明確である。何故なら、少なくとも日韓関係に関する記述において、1982年に検定を通過した教科書の記述がそれ以前の教科書に比べて、韓国側の歴史観から距離を増した、とは如何なる基準からも言うことが困難だったからである¹¹。

言い換えるなら、従来の日韓間の歴史教科書紛争に関する研究は、実際には「教科書の記述やその変化に関する研究」にしか過ぎず、「日韓間の歴史教科書紛争が何故に齎されたかに関する研究」にはなっていない。日韓間の歴史教科書紛争の実態を明らかにする為には、教科書の内容以上に、問題となる内容がどういう原因により齎されたか、そしてその記述が当時の人々にどのように理解されたか、そし

て何よりも、どうしてそれが両国間の政治問題にまで発展したか、を順を追って明らかにする必要がある。しかしながら、今日までこの点について詳細な過程を分析した研究はほぼ皆無に近い。故に我々は歴史教科書紛争に関する研究のあり方を抜本的に改めなおす必要がある。

本稿では以上のような先行研究の問題点を踏まえつつ、その具体的な事象として1982年の第一次歴史教科書紛争¹²を取り上げ、何故この問題が日韓間における紛争へと発展したのか、を明らかにする。その分析の手順は次のようになる。まず、第一次歴史教科書紛争が勃発するに至った歴史的経緯について簡単に確認する。これにより、何故に1982年に「第一次」歴史教科書紛争が勃発する事になったかを理解する手がかりを得るためである。第二に、紛争当時の韓国内の教科書問題を巡る言説を分析する。これにより当時の韓国の人々が日本の教科書の記載をどのような情報に基づいて、どのように理解していたかを確認する為である。

第三に、これらの理解を前提にして、1982年の時点において何故に韓国の人々が日本の歴史教科書に関する記述を問題視するようになったかを、具体的に明らかにする。具体的に用いるのは、当時この問題の取材に当たった新聞記者をはじめとする人々の証言、及び、新聞等の二次史料である。第四にこの状況が一転して、「日本を知らなければ日本を克服する事はできない」という内容を持つ克日運動へと展開する状況について明らかにする。

これにより、一見、全く異なる性格を持っているかに見える第一次歴史教科書紛争と克日運動が、実は同一の状況から生まれたものであった事を明らかにする。史料としては引き続き、関係者の証言と新聞等の二次史料を使用する。

第2章 第一次歴史教科書紛争の展開（1）： 国内問題としての歴史教科書紛争

まず1982年の教科書問題のそのものの時系列的な展開について、簡単に見ていこう。

よく知られているように、第一次教科書問題の始点は1982年6月26日の日本マスメディア各社の報道に求められる¹³。そこでは、前日、25日までに終了した高校日本史教科書の検定内容について、文部省による検定がこれまで以上に強化された事が大きく報道された。就中そこにおいて大きく取り上げられたのは、実教出版の教科書における日中戦争に関わる記述が「侵略」から「進撃」へと書き換えられた、という「事実」であった。

周知のように、この時報じられた「事実」は、後に本当の事実とは異なる事が明らかになる。その経緯は重村¹⁴に拠れば以下のようなものであった。当時は、一時に大量に公表される教科書検定の内容を、記者クラブに参加するマスメディア各社が分担して精査し、それぞれの結果を全社が共有する、という形で、報道の下準備が行われていた。事実、この時に検定を終えた教科書は、高校2、3年生用の選択科目に関するものだけで、日本史、世界史、政治・経済、国語II、数学II等を

中心に、職業専門科目等も含めて、51社11教科の369点に及んでおり¹⁵、これを各社が単独で翌26日朝まで精査してその内容を報道する事は、物理的に不可能だったからに他ならない。そして、このようなマスメディア各社の分担作業の最中において、実教出版の日本史教科書を担当した記者が、この年の検定作業以前の検定において行われた「侵略」を「進撃」へと直す旨の指摘を、この年の検定の事であると取り違えて理解、記者クラブに報告した事により、マスコミ各社はこれをこの年の検定が強化された事の象徴的事例として、大きく取り上げて報じた、という事になる。

この時の検定を巡る以上の様な事情については、これまでも多くの検討がなされており、ここで改めて詳しく論じる必要はない。寧ろ本稿において重要なのは、何故にこの年の検定結果が他の年のそれらに増して注目され、更には韓国や中国をも巻き込んだ国際紛争へと発展していったかの方である。ここで注目すべきは、少なくとも日本国内において、教科書検定問題は、1982年の遥か以前から世論の注目を浴びてきた問題であった、という事である。即ち、日韓間における「第一次」歴史教科書紛争は、日本の国内においては以前より続く教科書検定問題の延長線上に位置づけられる問題なのである。

そして正にこの点においてこそ、1982年6月の教科書検定結果の発表は、特殊な意味を有していた。よく知られているように、60年代以降の日本における教科書問題の中心の

一つは、家永三郎により提起された教科書検定に関わる裁判、即ち「家永教科書裁判」であった¹⁶。1962年、自らの執筆した教科書を検定により不合格とされた家永は、1965年はじめての裁判を提起、ここにおいて教科書検定は日本国憲法の定める「検閲」の禁止に違反する、と主張した。家永は1966年において不合格とされた教科書についても、翌1967年、第二次訴訟を提起、1984年にも、正にこの年1982年に為された検定結果を不服とする第三次訴訟を起こしている。

本稿において重要なのは、この一連の家永裁判に関わる最初の最高裁判決が1982年の教科書検定結果発表の僅か2ヶ月前、1982年4月に出されている事である¹⁷。この第二次訴訟において家永は、第一審では、検定が憲法違反である、という理由により、また第二審においても、検定基準の一貫性の欠如を理由として、それぞれ勝利を勝ち取っていた。多くの論者やマスメディアはこれらの下級審の判決結果を前提として、最高裁においても家永が勝訴する可能性は大きいと考えており、故に最高裁の判断には大きな注目が集っていた¹⁸。言わば82年4月の最高裁判決は家永訴訟の「天王山」の位置を占めるものであり、それ故に教科書検定を巡る日本国内の関心は大きく高まっていたのである。

結果は、家永の敗訴であった。最高裁は、家永が問題とする教育指導要領の改訂は既になされており、故に「訴えの利益が喪失した」として東京高裁に判決を差し戻した。この「訴えの利益の喪失」を理由とする最高裁の判決

は、以後の教科書裁判の方向性を決める事となり、家永は以後、一連の裁判に立て続けに敗訴する事となる。

とはいえ、本稿において重要なのは、家永裁判そのもの趨勢よりも、それが1982年6月における検定結果の公表に与えた影響である。最高裁における家永の敗訴は、当時のマスメディアにおいて、これに勢いを得た文部省が検定強化の兆しを見せるであろう、という予測を齎した¹⁹。だからこそ、当時の日本のマスコミはこの直後に行われた検定結果に注目し、そこに検定強化の証左を見出そうと努めたと言う事になる。その意味において、この時発生した「教科書誤報問題」は、当時の特殊な状況が生み出した結果であり、そこにはマスメディアの過剰な予断が存在した、と言うことが出来る。

第3章 第一次教科書問題の歴史的展開 (2)：近隣国との紛争への発展過程

とはいえその事はこの「教科書誤報事件」の直後から、この問題が日本と周辺国の間の紛争が勃発した事を意味しなかった。例えば、日本の各メディアが教科書検定結果について大々的に報じた翌日以降においても、韓国の主要メディアはこの問題を殆ど報じようとしなかった²⁰。韓国政府は勿論、市民運動団体等の反応もこの時点では皆無に近く、韓国の人々は日本における「国内問題としての教科書紛争」の展開に殆ど関心を有していなかったように見える。更に興味深い事に、この時の教科書検定結果において最も注目されたの

が、日中戦争を巡る記述であったにも拘らず、日本における報道の直後においては、肝心の中国からの反応も殆ど存在しなかった。一言で言うなら、1982年6月末の段階の教科書紛争は、あくまで日本の「国内問題としての教科書紛争」としての域を出るものではなかった、と言うことになる。

そしてある程度それは当然の事だった。家永第一次訴訟開始以来、教科書の記述と検定に関わる問題は、日本国内においては繰り返し論議されていた。家永の第一次訴訟における訴状において、不適切な検定の例として、「日本軍は北京・南京・漢口・広東などを次々と占領し、中国全土に戦線を広げた」という記述に対して、「『中国全土に戦線が広がった』と訂正せよ」という検定意見がつけられた事が挙げられているように²¹、日本の「国内問題としての教科書紛争」においては、第二次世界大戦等に関わる記述は常に大きな争点でもあった。このような文脈を考えれば、日中戦争に関わる記述が「侵略」から「進出」へと書き換えさせられた、という「事実」は、韓国は勿論、中国にとってさえ「特段に新しい事実」ではなかった、と言うことができる。

加えて、中国や韓国には家永等の主張に同調できない理由があった。それは一連の教科書裁判において家永等が問題としたのが、教科書記述の妥当性以上に、教科書検定そのものの合憲性であったからに他ならない。この事の含意は二つある。一つは、この問題が飽くまでに日本国憲法における検閲禁止に関わる規定と教科書検定の関係をどのように解釈

するかという純然たる国内問題であった事であり、二つ目はこの時点の国定教科書制度やそれに近い、政府が積極的に教育内容に干渉する制度を有していた中国や韓国においては、「教科書の内容は執筆者によって自由になされるべきだ」とする家永らの主張に同意する余地が存在しなかった事である。

だとすると次の問題は、1982年6月末の段階では「国内問題」にしか過ぎなかったこの年の歴史教科書紛争がどうして後に「国際紛争」化する事となったかであろう。この点について、その時間的経過を確認してみよう。

既に述べたように、日本メディアが「国内問題としての教科書紛争」について報じた直後における韓国の反応は極めて小さなものであった。韓国メディアのこの問題に関する報道は、日本メディアがこれを報道した翌日に一部で極めて小さく行われたのみであった。その後において注目すべき動きがあったとすれば、翌月8日、当時の韓国における二大紙であった朝鮮日報と東亜日報が、日本政府による教科書検定結果を批判する社説を掲載した事であったかもしれない。1980年5月の光州事件から僅か2年しか経っていない当時の韓国メディアは、その光州事件の直後に成立した全斗煥政権の強い統制下に置かれていた。2週間近い沈黙を経た後、二大紙が突如何の前触れもなく類似したメッセージを有する社説を掲げた背景に、当時の韓国政府の一定を読み取る事は容易である。

とはいえ、この社説の掲載もまた「国内問題としての教科書紛争」が「国際化」する事

の契機とはならなかった。何故なら、これらの社説によっても、韓国の世論が大きく動くことはなく、社説を掲載しなかったメディアは勿論、社説を掲載したメディアにおいてさえ、日本の教科書紛争のその後を追う形での報道を行わなかったからである。

中国の動向も類似したものであった。中国のメディアもまた、日本のメディアがこの問題を大々的に取り上げた直後の6月28日と6月30日、各々新華社通信と人民日報がこの問題を、日本の報道を紹介する形で取り上げている。しかしそこにおいては、日本政府や日本社会に向けられた中国側からの直接の批判の言葉はなく、その後、中国メディアもまた沈黙へと回帰する事となった²²。

しかしながら、この状況は、7月20日になると一変する。何故なら、この日、人民日報が「この教訓はしっかりとおぼえておかなばならない」という表題のコラムを掲げて、日本政府による教科書検定のあり方を強力に非難したからである²³。同コラムにて人民日報は南京虐殺を例にとり、「検定で日本の中国に対する侵略の歴史的事実を歪曲することは、中国人民の大きな憤りを引き起こすだろう」と日本政府を激しく糾弾した。7月23日には新華社通信もまた日中戦争等に対する記述の修正は「中日共同声明と中日平和条約に反するものである」として、これに続いた。人民日報は4日後の7月24日にも再び「日本の中国侵略の歴史は改ざんを許さない」という表題のコラムを掲げて日本政府を批判し、併せて中日友好協会や中国教育学会首脳

等による、日本の文部省を激しく非難する談話をも掲載した²⁴。中小メディアもこれに追随する事となり、中国メディアに日本政府批判が溢れる状況が作り出された。

重要な事は、このような突然の中国メディアの動向が、中国政府の意思を体現している事が誰の目にも明らかだったことである²⁵。そして実際、7月26日に入ると、中国政府は在北京日本大使に対して正式に日本の歴史教科書の内容に関する抗議の意を伝達した。そして、その事は日本の歴史教科書を巡る紛争の展開において、極めて重要な意味を有していた。何故ならこの時の中国政府の抗議こそが、第二次世界大戦後の日本の歴史教科書に対して向けられた、初めての近隣諸国からの公式の批判だったからである²⁶。つまり、この1982年7月26日こそが、それまで「国内問題」であった、日本の歴史教科書を巡る紛争が、初めて「国際紛争」へと発展した瞬間であったと言うことになる。

だからこそ、このような中国政府の動きに対して、日本政府もまた対応する事を余儀なくされた²⁷。この状況は言い換えれば次のようになる。確かに6月末の教科書検定結果の公表は、日本政府の歴史認識のあり方を示す一つの指標であった。しかしながら、その後、この問題に対して日本政府は積極的な動きを行う事はなく、だからこそ、国内外のメディアもまた新たな報道を行う為の切欠すら見つけ出すことができなかった。だが、ここにおいて中国政府及びメディアがこれを激しく批判した事により、日本政府は自らの行った教

科書検定の内容について、一定のリアクションを行う事を余儀なくされた。

そしてここにおける日本政府によるリアクションは結果として、事態を更に複雑なものとした。何故なら、後述するように第二次世界大戦や朝鮮半島における植民地支配に対する日本政府の公式見解は、中国や韓国の政府のそれとは大きく異なるものであり、にも拘らず日本政府側はこの公式見解に沿った意見しか展開できなかったからである。そこに存在したのは、弁明を繰り返せば繰り返すほど、相手側との歴史認識との違いが明らかになる、という悪循環の過程に他ならなかった。

第4章 不十分な情報に基づく議論：韓国内の言説状況

中国メディアの日本の歴史教科書問題に対する激しい批判は、すぐに韓国メディアでも紹介された²⁸。このような中国の動きは、韓国のメディアや社会を大きく刺激する事となり、結果、この直後から韓国メディア上においても、日本の歴史教科書に対する激しい批判が展開されるようになる。取り分けそこでは日本の歴史教科書において、韓国併合の違法性や、植民地支配の残虐性に対する記述が欠如している事が批判され、このような日本の教科書の内容こそが、当時の日本社会の「軍国主義化」を示すものだ、と解説された²⁹。このような韓国メディアの状況はやがて韓国政府をも動かす事となった。7月22日に日本の歴史教科書の分析を開始した韓国政府は、やがて、8月3日には日本政府に対して

公式の抗議を行うに至る³⁰。

とはいえ、ここまでの1982年の歴史教科書紛争の流れを改めて考えれば、このような韓国におけるこの年の歴史教科書紛争の展開過程には奇妙な問題がある事がわかる。何故なら、この時の日本国内における歴史教科書紛争において最大の焦点となったのは、日中戦争を巡る記述であり、韓国に関わる問題ではなかった筈だからである。勿論、依然として冷戦華やかりし当時において、中国との国交さえ有さなかった韓国が中国と連携して何かしらの実現しようとしたのだ、という事もあり得ない。反共政策を掲げる全斗煥政権にとって、北朝鮮を支援する中国は仮想敵以外の何者でもなく、この中国と連携して同じ西側陣営に属する日本を叩く政治的意味は存在し得なかった³¹。

それでは、にも拘らず、どうして中国政府・メディアの動きは、韓国に対してかくも大きな影響を与える事になったのだろうか。まず、この点について当時の韓国において、この問題がどのように議論されていたか、を少し細かく見ていくこととしよう。

例えば、この当時の韓国において、この時の歴史教科書紛争について積極的に発言した人物の一人にソウル大学教授であった慎鏞夏がいる。後に「民族史学」の泰斗として知られる事になる慎鏞夏は、80年代序盤における韓国史学界における大規模な世代交代³²をリードした人物の一人であり、既に大きな世論への影響力を有していた³³。その慎鏞夏は韓国メディアがこの問題を積極的に議論し

始めてから間もない、7月24日、朝鮮日報紙上について次のように述べている。

日本は83年度用高等学校教科書を準備する過程で、従来の教科書内容を相当部分修正した。修正した箇所的大部分は植民地期の韓国と中国に対する部分だ。そして修正した部分において過去の事実を歪曲し、自分たちが行った過ちを正当化、或いは美化した。だからこそ我々は公憤を抑えられないのだ³⁴。

本稿において注目すべきは、この慎鋪厦の発言が、この年の日本の歴史教科書検定についての極めて不正確な知識の下に行われている事である。周知のように、この時の教科書検定で最も大きな問題となったのは、日中戦争を巡る記述に関する検定であり、韓国に関する部分に関する記述は殆ど問題になっていなかった。例えば朝日新聞は、この時の検定における日本史、世界史、政治・経済の各社教科書に対する共通の特徴を、1)日本の侵略行為の記述を極力抑えた、2)帝国憲法の民主性を書かせた、3)天皇に奈良時代以前に遡って敬語を使わせた、4)自衛隊の成立が自衛隊法によっていることを明記させた、5)北方領土の領有権を主張させた、6)国民の義務を強調させた、7)大企業と資本主義を擁護した、という7点にまとめている³⁵。この中で朝鮮半島に関わるのは、1)の部分だけであり、この部分においてさえ韓国に関わる記述は周辺的な地位しか占めていなかった。同じ朝日新聞によるなら、この年の教科

書検定の細部において韓国に関わる部分で具体的に問題とされたのは、土地調査事業と三一運動に関わる部分だけだった³⁶。

にも拘らず、慎鋪厦は自らの説明を次のように続けている。

修正部分は大きく8箇所に分かれるが、そのうち7箇所が韓国に関わるものであり、残り1箇所が中国に関わるものである³⁷。

このような慎鋪厦の主張が如何なる根拠に拠るものかは、今となっては知る術もない³⁸。しかしながら明らかなのは、この82年7月の時点においては、同年に公表された教科書検定の内容は勿論、日本の歴史教科書の実態や、日本の歴史教科書にまつわる基礎的な制度についてさえ、彼等が十分な情報を持ち合わせていなかった事である。

例えば韓国大手の学術誌データベースである KISS と DBpia によれば、この82年7月の段階で、韓国語で利用できる日本の歴史教科書に関わる学術論文は3本しか存在しなかった³⁹。即ち、当時の状況においては、仮に慎鋪厦等が自らの所属するソウル大学の図書館を調査しても、日本の歴史教科書の内容に関する詳細な情報を得る事は事実上不可能であった事になる。実際だからこそ、慎鋪厦のような数少ない大胆な論者を別にすれば、殆どの韓国の論者は日本の教科書検定の詳細について、その実態を踏まえて具体的に議論する事はできなかった。況してやこの時点では未だ公刊もされていない、検定を通過した

ばかりの教科書を、問題が深刻化して数日も経たない内に入手する事は不可能であった。彼等に出来る事は、精々、1週間近く送れて到着する日本の新聞等を手がかりにして、日本の教科書紛争に関する断片的な情報を得るか、家永裁判等に関わる日本の文献を手がかりにして、1982年の検定の実態を「想像」する事だった、という事になる。

そして、このような1982年時点における韓国国内での日本の歴史教科書問題に関わる状況は、ある程度やむをえない事でもあった。第一に指摘すべきは、これ以前の韓国においては日本の歴史教科書における記述が問題であるという視点はほとんどなく⁴⁰、それ故にこの問題に対する知的蓄積が殆ど存在しなかったからである。言うまでもなく、韓国における日本の歴史教科書の実態に対する学術論文の貧弱な蓄積はその反映に他ならなかった。

第二に重要であったのは、そもそも1982年初頭の段階では、日本の歴史教科書における韓国に関わる記述が極めて貧弱であった事である。例えば、当時の日本国内の高校日本史分野において最も大きなシェアを占めていた同年発行の山川出版の教科書において、日本の朝鮮半島の植民地支配に対する記述は、韓国併合条約の後に、辛うじて三一運動の記述があるに過ぎなかった⁴¹。このような状況においては慎鋪厦が述べたような、多数の箇所における検定過程における「書き換え」の可能性は、物理的にも起こりうる余地すら存在しなかった。

それでは何故に、当時の日本の教科書においては日中戦争を巡る記述について繰り返し問題になる一方で、朝鮮半島における植民地支配については殆ど問題にならなかったのか。その事は当時の日本の歴史教科書の「物語の構造」を見れば明らかである。日本の歴史教科書においてはペリー来航にはじまる「近代史」記述の終点を通常、第二次世界大戦における日本の敗北に置いている。このような「物語の構造」を持つ日本の歴史教科書においては、太平洋戦争へと向かう道筋を説明する為に、満州事変と日中戦争は欠くべからざる存在である。しかしながら、この「物語の構造」においては、朝鮮半島における日本の植民地支配や現地の人々の抵抗は、同様の地位は与えられない。そこでは朝鮮半島に置ける出来事は、主要な物語の周辺に位置するエピソードとしての地位しか与えられておらず、結果としてその記述もまた最小限に止められる事となっていた。

何れにせよ重要な事はだからこそ、当時の韓国の論者にとって、日本の教科書検定のあり方を、実態に即して批判する事は極めて困難だった、という事である。最初から存在しない記述に対して積極的な検定が行われる可能性は極めて小さく、数少ない記述に対しても直接検定意見がつけられることは稀だったからである。

ともあれ、こうして韓国における日本の教科書に関わる議論は過度に抽象的なものとなる事を余儀なくされた。そこでは、当時の日本の歴史教科書の内容に対して具体的な検討

が為されることなく、その記述の偏向が断定され、教科書の具体的な内容に対してよりも、遙かに大きなスペースを使って「日本軍国主義の復活」が叫ばれた。

そして先述のように、このような韓国メディアによる日本の歴史教科書に対する批判は、韓国政府をも動かす事となり、直後から韓国政府は日本の歴史教科書に対する精査を開始し、更には日本政府に対する公式批判へと歩を進める事となった。

第5章 言説の「手がかり」をどう供給するか

本来なら日中戦争を巡る記述を焦点とする筈だった1982年の教科書問題は、何故に日韓両国間の対立をも引き起こしたのか。この点について考える上で一つの鍵となるのは、そもそも韓国メディアは何故に、中国政府による批判が開始された後、これに追随する形で、日本の歴史教科書記述を批判するようになったのか、である。この点について、当時朝鮮日報の東京特派員として、日本の歴史教科書に対する現場取材に当たった李度珩⁴²は次のように回想している。

韓国の記者にあったのは中国の記者への対抗意識でした。人民日報の記事が掲載されると、中国の記者たちは日本の文部省に詰めかけ、その教科書の内容について一斉に抗議しました。これを見た韓国の記者達は、このような中国の記者達への対抗意識から、「自分達も何かやらねばならない」という事になり、

同様に文部省に押しかけ、教科書の内容について質問したのです⁴³。

この回想において興味深い事は、当時の東京における中韓両国の記者たちを巡る独特な状況であった。ここにおいて重要な事が幾つかある。第一はすでに指摘したように、この時点の中韓両国が依然として国交を持たず、厳しい対立関係にあった事である。当然の事ながら、このような両国の関係は、両国の記者達の間にも影響した。取り分け全斗煥政権下の「反共」政策下にあった韓国の記者達に取って、新華社通信や人民日報といった中国政府や共産党の傘下にあるマスメディアから派遣されている中国記者達に対する警戒心は極めて大きなものが存在した。

第二に、にも拘らず、中韓両国は共に1960年代より東京に多くの常駐特派員を派遣していた⁴⁴。言い換えるなら、中韓両国の記者達にとって当時の東京は、決して円滑な関係にない彼等が集い、報道の内容を競い合う、貴重な場所となっていた。

第三に、このような中韓両国の記者達の間微妙な関係の下、韓国の記者達は大きな不満を有していた。1980年代初頭の日本では、1972年の日中共同宣言を経て、1978年に日中平和友好条約を締結した中国に対する友好的な雰囲気は溢れていた。当時の日本政府もまた、依然として続く冷戦体制の中、米ソ超大国の間に存在する「第3勢力」としての中国の存在を重要視し、これに対する積極的なアプローチを行っていた。

他方、日韓関係はと言えば、1972年の維新クーデタ以後、金大中拉致事件や、文世光による朴正熙大統領暗殺事件等を巡って対立が繰り返されていた。全斗煥政権成立以後においても1981年に突如勃発した韓国側からの「60億ドル借款要求」を巡って両国関係は悪化していた。当然の事ながら、このような状況は韓国人記者達の感情をも悪化させていた⁴⁵。

加えて、韓国人記者達の提携先である日本メディアもまた、韓国よりも中国の提携先との関係を重視するようになっており、結果、韓国人記者達の不満はますます大きなものとなっていた。そして彼等はこう考えた。日本の安全保障において、冷戦の最前線で東側陣営と対峙する韓国は大きな役割を果たしている。にも拘らず、日本は韓国よりも、その潜在的敵国である中国への接近を強めている。このような日本の機会主義的な行動は、冷戦下における西側陣営に対する裏切りであり、日本は韓国に対してより大きな敬意を払うべきだ、と。

先の李度珩の回想にも典型的に現れているように、当時の東京に置ける中韓両国の記者達は競争関係にあり、だからこそ日本の歴史教科書記述を巡る問題に置ける、中国人記者達の活発な動きは韓国人記者たちをも動かし、しかし、ここには大きな問題が一つあった。李度珩はこう回想する。

自分は個人的に日本の歴史教科書に関心があったので、ソウルの本社に幾度か特集記事の提案を行いました。しかし、その度に本社

から拒否されました。それでも81年に採用された事があり⁴⁶、恐らくそれが韓国の新聞におけるはじめての日本の歴史教科書に対する本格的な報道だったと思います。でもこの記事には反応は余りありませんでした。

重要な事は、82年の第一次歴史教科書紛争勃発までは、日本の教科書に対する韓国メディアや社会の関心は著しく低く、だからこそ、日本国内では大きな問題となっていた、家永三郎等の教科書裁判についても、韓国国内で報道される事は殆どなかった⁴⁷。当然の事ながら、この結果として、李度珩のような極めて少数の例外的な人物を別にすれば、東京に駐在する韓国人記者達の大半は、日本の歴史教科書に対する特段の知識を持ち合わせていなかった。まして韓国内のマスメディア本社にこの問題に対して知識がある筈も無かった。

とはいえ、81年の朝鮮日報の日本の歴史教科書に対する報道は、当時の韓国社会に大きな影響を齎さず、他社がこれに追随する事もなかったから、この時点でソウルの「本社」の判断は正しかった、という事になる。ともあれ、日本の歴史教科書について特段の情報を有していなかった韓国の記者たちは、文部省の検定課長であった藤村和男を取り巻き、彼の「歴史認識」を糾す事となる。結論から言えば、彼等はこの応答の中で一つの発言に飛びつく事となる。即ち、戦時下の朝鮮半島からの動員について問われた藤村は、「日本統治下の朝鮮人は日本国籍保有者として徴用

されたのであって、これは強制連行には当たらない」と述べたのである。つまり、韓国の記者たちは正に取材の現場で、日韓の歴史認識の違いを「聞き出し」「発見」した事になる。

この発言が目された理由は二つあった。一つはこの発言が日本による朝鮮半島統治は「合法」なものである、という前提に行われていた事である。よく知られているように、韓国においては日本による朝鮮半島統治は、軍勢力を背景に強制された条約により行われた「違法」なものである、という理解を大前提に国家の正統性が設定されており、韓国人にとってこれは譲れない一線であった。

しかしながら、現場の記者達にはこの発言に反発すべき理由がもう一つあった。それはこの藤村の発言が、中国からの労働者等の動員については「違法」性を示唆する一方で、韓国からの動員については「合法」性を強調するものであった事である。兼ねてから中国の記者達とのライバル関係にあり、日本政府の中韓両国に対する接し方の違いに不満を有して来た彼等からすれば、この発言もまた、日本政府が中国のみを重視し、韓国を軽視する事の現れだと考えられた。だからこそ、現場にいた彼等はこの発言を重要視し、ソウルの本社へとその重要性を訴えた、という事になる。

結果として、このような東京の記者達から送られた内容は、翌日の韓国新聞で大きく取り上げられる事になる⁴⁸。

こうして見ると、このような日韓間の第一次歴史教科書紛争を巡る展開が如何に特殊な

ものであったかがわかる。何故なら、そもそもこの当時の日本の歴史教科書には朝鮮半島からの戦時動員については殆ど何も書かれていなかったからである⁴⁹。つまり、韓国の記者たちが問題にしたのは、実際には「教科書の記述」ではなく、文部省検定課長の「歴史認識」、或いは、(韓国側の観点から見た)「失言」であった、という事になる。

しかしながら、この問題は更に大きな展開を遂げる事になる。文部省検定課長の発言が大きく報じられた翌日、鈴木善幸内閣にて国土庁長官兼北海道開発庁長官を努めていた松野典泰が、この報道に反発する形で韓国側の日本の教科書に対する批判は「場合によっては内政干渉になる」とした上で、「韓国の歴史の教科書にも誤りがあるだろう。例えば日韓併合でも韓国では日本が侵略したようになっているようだが、韓国の当時の国内情勢もあり、どちらが正しいかわからない。日本としてもきちんと調査すべきだと思う」と述べたからである。同日には、小川平二文部大臣もまた、榎枝元文日教組委員長との会談で、「外交問題といっても内政問題だ」として、韓国側の報道に異を唱える発言をすることとなり、韓国メディアはこれらの発言をこぞって取り上げた。取り分け松野の発言は、先に述べた様な韓国併合を「違法」とする韓国の公式見解に正面から異を唱えたものであったのみならず、進んで韓国の教科書の記述変更までを求めたものであり、この発言への反発はやがて大きくなっていく事になった⁵⁰。

こうして、日韓間の日本の教科書問題を巡

る対立は遂に政府レベルでの「紛争」にまで発展する。次に、このような事態における韓国政府の対応についてより具体的に見る事としよう。

第6章 韓国政府の対応

さて、このような状況下、韓国政府はどのような対応を行っていたのだろうか。結論から言えば、韓国のマスメディアが日本における教科書問題 — 実際にはこの問題は最早教科書の記述を離れて日本政府関係者の歴史認識を巡る問題にまで発展していたのであるが — について大きく報道するようになった時点においてさえ、韓国政府の動きは鈍かった。

韓国政府が日本の教科書問題に対して本格的に動き出した切っ掛けは、先に述べた松野国土庁長官による韓国併合を巡る発言であった。韓国政府は7月24日、駐日大使館に対して、この発言が為されるに至った「正確な経緯」を調査するように求めている⁵¹。

この時点での動きとしてもう一つ注目されるのは、この時点で韓国政府がようやく駐日大使館に対して「日本の教科書検定記述に対する詳細な報告書」を求めている事である⁵²。この事は、日本において歴史教科書問題が挙論されてから1ヶ月近く経ったこの時点においてさえ、韓国政府が日本の歴史教科書の記述内容に関する十分な情報を有していなかった事を意味している。そしてこの事には二つの含意がある。一つは、第一次教科書紛争の勃発する以前の韓国政府には、日本の教科書を問題視する、という発想自体が存在し

なかった事、二つ目は、その事は1982年6月日本メディアがこの年の検定結果を大々的に報じた後も変わっていなかった事である。だからこそ、韓国政府は中国政府が事実上この問題を公式に提起し、更にはこれに刺激された韓国メディアが日本政府関係者の韓国政府や世論の「歴史認識」に反する「妄言」を引き出して大きく報道するに至って、慌てて本格的な調査に乗り出した、という事になる⁵³。

つまり、韓国政府の動きはマスメディアのそれに比べても、一貫して鈍かった。その背景にあったのは、当時日韓間で進行中であった、借款問題だった。よく知られているように、全斗煥政権はその成立の直後から、韓国が「北東アジアにおける共産主義の膨張を阻んでいる間に、日本がこれにただ乗り」している、として、日本政府に対する巨額の「防衛借款」を求めており、この問題は当時の日韓間における最大の懸案となっていた⁵⁴。1982年当時はこの問題がようやく妥結に向かいつつあった時期であり、韓国政府は突然勃発した教科書紛争が、この問題の解決に影響を与える事を大きく懸念していた⁵⁵。朝鮮日報によれば、当時の韓国政府関係者は、「歴史歪曲に対する我々の問題提起を、日本側が現在進行中の経済協力交渉に対する不満と関連づけて受け取るのではないのか、と憂慮している」として、「日本国民が過去の歴史に対して罪悪感を感じる程の良心と知識水準を持っているならば、歴史記述に対する日本国内の自省論が今よりもっと強化されるであろう」「日本が自ら修正するなら理想的な解

決方法となるだろう」と述べた、と報じている。巨額借款を巡る交渉の大詰めを迎えていた韓国政府にとって、突如として勃発した日本の歴史教科書を巡る問題は、決して歓迎すべきものでなかった事がわかる⁵⁶。

とはいえ、このような韓国政府の曖昧な態度は次第に変化して行く事となった。何故なら、この時点で既に韓国国内において、マスメディアのみならず、与野党の国会議員を含む様々な人々が、日本への強硬姿勢を訴えるようになっていたからである⁵⁷。翌7月25日には、韓国政府は、この問題を借款問題と切り離して議論する事を決定し、27日にはこの問題を討議する閣議を開催した。しかしながら、この時点でも韓国政府はまだ日本政府への抗議を決断しなかった。彼等は近日、日本政府からの何かしらの対応案が出される事を期待し、これを待つ事にしたのである⁵⁸。

韓国政府にとって厄介だったのは、このような状況においても日本側が積極的な対応を取ろうとしなかった事である。日本の文部省は、まず7月29日夜、王曉雲中国公使を同省に呼び「『誤解』を解き、『理解』を求める説明」を行った。しかしながら、日本側の「説明」は検定の正当性について述べるばかりであり、中国側が期待する教科書記述の再修正は含まれていなかった。説明を受けた王曉雲は、「このような説明では中国人民を納得させる事はできない」と強い抗議の意を示す事となっている。

韓国政府に対する「説明」は、翌7月30日、やはり文部省において行われた。内容は基本

的に中国政府に対するものと同じであり、文部省が日本の検定制度やその背景について説明し、韓国側に対して「理解」を求める形になっていた。尤も、この時点ではまだ公式の抗議が為されていなかった事もあり、この「説明」に対する韓国側の反応は中国と比べれば遙かに「友好的」なものであった。この会合において韓国側を代表して臨んだ李相振公使は「検定制度は日本の国内問題で、関与すべきではない。外交問題に発展させることは避けたい」「友好国としての日本の良心に訴えて自らで対処される事が望ましい」「長い目で対処すべき問題であり、韓国民が重大な関心を持っている事に留意し、納得のいく対処を望みたい」と述べるに留めている⁵⁹。

結論的に言えば、このような弥縫的な日本の姿勢は、韓国政府を大きく追い込んで行く事となった。日本政府の「説明」に対して「友好的」な態度を示す韓国政府とは異なり、韓国マスメディアは同じ説明を日本政府による「欺瞞」だと受け止めた⁶⁰。状況を更に困難にしたのは、中国がこの問題に強硬な姿勢を取り続けた事だった。当然の事ながら中国による「超強硬」な姿勢は、韓国政府の微温的な姿勢を際立たせる事となった。李度珩は朝鮮日報1982年7月30日付けの「教科書抗議僅か二日で中共に謝罪した日本、韓国には何故差別するのか」という表題を掲げた論評で、次のように述べている。

このように韓国が今日、不平等な待遇を受けているとすれば、それは江華島条約や乙未

保護条約から、65年の日韓基本条約に至るまで、国民を代表する人々がその時々の問題を棚上げして来た為である、という事を我々は認識しなければならない。教科書問題や対日経済協力問題においても、一旦悪い事例を残せば、その悪しき遺産が我々の子孫にそのまま降り掛かってくるのだ、という事を韓国の既成世代は、真摯に受け止めなければならない⁶¹。

この論評には「『実利に縛られた』意識の欠如した過去の指導層、小貧大失が後孫まで被害」という副題が与えられている。この論評が中国と比べて韓国を軽視する日本の姿勢を批判する一方で、そのような日本に対して借款交渉を意識する余りに弱腰な態度を取っている、当時の韓国政府を批判するものである事は明らかであった。当時の朝鮮日報が政権に極めて近い位置にあった事を考えれば、このような同紙の批判は極めて異例であった。そしてその事は、当時の韓国において、如何に「中国と比べて韓国の差別する日本」を野放しにする、韓国政府への批判が高まっていたかを示している。

このような強硬な世論に押される形で、韓国政府は遂に1982年8月3日、日本の教科書を記述に抗議する事となる。そして、続く8月12日、朝鮮日報は突如として、「克日運動」を呼びかける事となる。それでは第一歴史教科書紛争は何故に、「克日運動」へと続く事になったのか。次にその点について、考えてみる事にしよう。

第7章 「克日運動」とは何だったか

前提として述べなければならないのは、当時の『朝鮮日報』と韓国政府の関係であった。この点において重要なのは、政府内で文化広報部次官の地位を占めていた許文道の存在である。1940年生まれ許文道は当時42歳。ソウル大学の農学部を卒業して、1964年、朝鮮日報に入社した彼は、日韓基本条約締結直後の1965年に東京大学に留学している。因みに日韓基本条約の締結以前には、韓国本国から日本国内の大学に留学する為には極めて大きな制約が存在したから、第二次世界大戦後の韓国における最初期の日本留学生の一人であったという事になる⁶²。同時期に東京大学に留学した人物としては後に国民大学教授としてやはり全斗煥・盧泰愚政権期において政権ブレインの役割を果たした金榮作がいる。彼等、日韓基本条約締結直後の日本留学生は、日本統治下において教育を受けた世代が社会の第一線を退いたこの時期、日韓関係において中核的な役割を果たす事になる。

その後、許文道は1974年に朝鮮日報東京特派員となり、再び日本に滞在する事となる。既に述べたように、当時の日韓両国関係は金大中拉致事件や在日朝鮮人文世光による朴正熙大統領暗殺未遂事件で極度に悪化した状況にあり、この中で許文道は東京生活を送る事になる。因みに許文道の前任者は後にやはり韓国政界において「キングメーカー」との異名を取る事になる金潤煥。許文道が金潤煥に代わったのは、金潤煥が1973年の国会議員

選挙に立候補し、結果として朝鮮日報を退社する事となったからである。1973年の選挙では無所属として立候補して落選した金潤煥は、その後朴正熙の保護を得るに至り、第四共和国末期の1979年に維新政友会所属の国会議員の地位に就いている⁶³。金潤煥は第五共和国期には与党であった民主正義党に参加。政権ナンバーツーであった盧泰愚との高校時代の同窓関係を利用して、政権内の有力者に浮上した。

さて、許文道はその後1979年に在日大使館広報官に就任、政府の一員となる事になる。しかしながら、彼の立場を決定的に変えたのは、朴正熙暗殺後における全斗煥との出会いであった。1979年12月の肅軍クーデタ直後、在外公館広報官の一人として日本情勢の説明に当たった許文道に対し、全斗煥はその能力を見込んで、自らの補佐役を命じ、許文道は全斗煥が部長を務めていた、中央情報部秘書室長に就任する。許文道はその後全斗煥の政権獲得に至る歩みに歩を合わせる形で、その地位を上昇させ、光州事件後の1980年5月には、国家保衛非常対策委員会文化広報委員、全斗煥の大統領就任直後には大統領秘書室政務第一秘書官の要職に就任した⁶⁴。

明らかなのは、この時期の全斗煥政権の広報部門を一貫して担当したのが、許文道であり、その彼が朝鮮日報出身であった、という事である。加えて許文道は、42歳の若年でありながら、朝鮮日報内において特殊な人脈をも有していた。当時の朝鮮日報の編集局長であった崔秉烈⁶⁵は、許文道と同じ釜山高

等学校の出身であり、両者は許文道が朝鮮日報記者であった当時から親しい関係にあったからである。

一言で言えば、当時の全斗煥政権における許文道は、当時の政府の広報政策やメディア対策を一手に掌握する位置にあり、その許文道にとって嘗て自らが勤めた朝鮮日報は、自らの広報政策において最も利用する事の容易なメディアであったという事になる。当然の事ながら、このような政権との特殊な関係にあった朝鮮日報が突如として展開した「克日運動」が許文道や彼が重要な地位を占める韓国政府と無関係である筈が無かった。そもそも当時の韓国マスメディアは、全斗煥政権以後一貫して強い政府の統制下に置かれており、自由に政府批判を展開できる位置にはなかったのである。

それではこのような「克日運動」はどのような背景下に展開されたのか。まず、許文道自身は、この「克日運動」が自らの発案により展開された事を率直に認めている⁶⁶。しかしながら、その事は必ずしもこの「克日運動」が政府からの一方的な指導の下に展開されたものではなかったようである。この点について、東京特派員として「克日運動」の取材を全面的に担当した李度珩は当時の状況を次のように推測している。

朝鮮日報の編集局長を務めていた崔秉烈と許文道は、同じ高校の先輩後輩関係にありましたから、後輩である許文道が崔秉烈に一方的に命令する、という関係ではありませんで

した。「克日運動」は教科書問題に直面した両者が、もっと平等な立場で話をした上で、朝鮮日報が引き受けたものだと思います⁶⁷。

こうして見ると結局「克日運動」は、第一次教科書紛争に直面した当時の韓国のエリートが作り出した産物だと言う事ができるであろう。しかし、問題は何故に第一次教科書紛争が「日本を克服する為には日本を知らなければならない」という「克日運動」へと結実したかである。李度珩は次のように述べている。

ともかく突然本社から、「日本を知る為の連載を行う事にしたから、準備せよ」と言われて、とても困惑しました。そこで私一人では到底出来ないので、李承朴さんや、李健さん、そして金両基さんらの助けを借りる事にしたのです⁶⁸。

明らかなのは、この「克日運動」が第一次歴史教科書紛争において、韓国政府が強硬姿勢に追い込まれている最中に生まれたものだ、という事である。そしてその含意は、この運動に関わる朝鮮日報の極めて早い時期の記事を見れば知る事ができる。「克日運動」が朝鮮日報紙上にて最初に宣言されたのは、1982年8月12日、韓国政府が日本政府に対する正式抗議を行って僅か10日後の事である。この日、1面にて運動開始を宣言した朝鮮日報は3面のほぼ1ページを使ってこの運動の意義を強調した。「憤怒、感情だけでは

日本に克つ事はできない、国民的『克日運動』を展開しなければならない」と題したこの「デスク座談会」の末尾にて、ある「デスク」は次のように述べている。

結論的に言うなら、二つの前線を同時に確保しなければならない、という事だ。第一に政府の立場としては、原則と実利という二つの問題がある。原則を維持しつつも、実利を得られる部分は得なければならない。教科書問題と経済協力問題が同時進行している中においても、我が政府は経済協力問題の為に教科書問題が影響を受けないようにしなければならない。

教科書歪曲部分は是正し、経済協力も上手くやらなければいけない。でもそれが上手く行かない場合には「教科書是正優先」の原則と態度を明らかにしてこの問題に当たって欲しい、と思う⁶⁹。

明らかなのは、この主張が韓国政府の教科書問題に対する姿勢変化を奇麗になぞる形になっている事であろう。即ち、韓国政府は当初はこの二つの原則と実利という前線を同時に確保しようと試みた。しかし、それが上手く行かなかったので、「教科書是正優先」へと転じた。この座談会はその流れをそのまま正当化して見せた訳である。

しかしながら、この議論においてより重要なのは、これに続く部分である。同じ「デスク」は次のように述べている。

また国民は、たとえ経済協力問題が順調に進まなくとも、「だったら止めてしまえ」式に感情的にならずに、これまでと同じように粘り強く望まねばならないと思う。経済協力が思うようにならずとも、経済的困難を克服するのだという強い態度で、我が政府を助けなければならない。そして各界指導層もまた、この機会に日本に打ち勝たねばならない、という覚悟を新たにしなければならぬ。

こうして見ると、「克日運動」が何故に第一次教科書紛争の直後に生まれたかがよくわかる。結局、当時の韓国政府にとって、第一次教科書紛争とは、自分たちが如何に穏便な立場に出ても、結局、日本が韓国を尊重する事はないのだ、という経験だと見做されていたからである。だからこそ、この耐え難き状況の中、団結し、強き日本から学ぶ事で、この桎梏を克服せねばならない、という訳である。

それではこのような第一次教科書問題の展開からどのような示唆を得る事ができるのだろうか。最後にこの点について簡単に触れることにより、本稿の筆を置く事としたい。

むすびにかえて：転換点としての第一次教科書紛争

まずここまで述べて来た事を整理してみよう。第一に1982年における第一次歴史教科書紛争はそれまで日本国内で展開されて来た家永裁判の延長線上に勃発したものだ。

だからこそ、当初はこの問題に対する韓国国内の関心は極めて低く、政府レベルでは勿論、マスメディアにおいてもこの問題が議論される事は殆どなかった。第二に、にも拘らず、この問題が日韓間の紛争に発展したのは、そこにおける中国政府の反応が切っ掛けであった。中国政府による強力な抗議は、東京現地における韓国人記者達の中国人記者達に対するライバル意識を介在として、この問題を日韓間の紛争へと発展させた。第三に、しかしながらそこで実際に議論されたのは、この年の日本の歴史教科書の検定のあり方や具体的記述ではなく、この過程で示された日本政府関係者の歴史認識であった。何故ならこの時点の韓国においては、日本の教科書記述に関する情報は少なく、また日韓間の近現代史に関わる日本の教科書の記述自体も極めて限定されていたからである。その意味で日韓間における第一次歴史教科書紛争は実は教科書検定のあり方や記述に対する紛争というよりは、当初から日韓両国の歴史認識の違いを直接的に問題にするものだったという事が出来る。

第四にこのような日韓間の紛争の勃発にも拘らず、当初の韓国政府の対応は極めて微温的なものだった。背景にあったのは、当時進行中だった借款交渉に対する配慮だった。第五に、にも拘らず、韓国政府が日本政府への強硬姿勢に追い込まれて行ったのは、世論の沸騰と同時に平行して展開されていた中国による日本政府への強い抗議の為だった。中国政府による強い抗議は、結果として、韓国政

府の優柔不断さを浮き彫りにする事となり、結果として、韓国政府を日本への強い姿勢を取る方向へと誘って行く事になった。最後に、この直後に展開された「克日運動」はこのような韓国政府の苦境を端的に表現したものであった。そこでは「強い日本」の前に、微温的な立場から強硬姿勢へと追い込まれた韓国政府の立場が代弁される一方で、この「強い日本」に対して自らの要求を呑ませる為には、自らの国力を向上させる為にも「強い日本」から学ばねばならない事が強調されていた。

それでは、結局、このようにして展開された、第一次歴史教科書紛争から「克日運動」への過程を規定したものは何であったのだろうか。ポイントになるのは、この問題の展開が中国の存在を抜きにしては考えられない、という事であるかも知れない。重要なのは、当時の韓国と中国が依然として冷戦下の対立下にある一方で、日本に対してはその影響力を競い合う関係にあった事である。背景にあったのは、北東アジアの国際社会がデタントから冷戦終結へと向かう中間的な時期において、日本と韓国の「脱冷戦化」の程度にずれが生じていた、という事であろう。

1960年代までにおいては、アジアにおける冷戦の「一方の主役」であった中国は、これとの間で既に1970年代に友好関係を築いていた日本にとっては、貴重な友邦であり、また国際社会のパートナーとなっていた。当然の事ながらこのような国際環境の変化は、結果として、アジアにおける冷戦の最前線に位

置する韓国の、日本にとっての重要性を、大きく損なった。こうした国際社会の変化は、東京においては、中韓両国の記者達の矛盾した関係となって現れ、また、教科書紛争の展開過程においては、韓国よりも中国に遥かに配慮する日本政府の姿勢として現れた。

本稿において分析した第一次歴史教科書紛争から「克日運動」に至る過程において注目すべきは、この紛争が韓国をしてこの「変わりつつある日本」の姿を、実感させる役割を果たしたという事である。比喩的な表現を用いるなら、この過程を通じてそれまでは日韓関係の最前線に位置する東京特派員のみが存在した「変わりつつある日本」への焦燥感が、韓国の政府や世論全体に全般に伝播して行ったと言うことになる。

それは言い換えれば次のようになる。1960年代、厳しい冷戦下の対立状況に置かれた日韓両国は一時期同じ「反共陣営」の国家として連帯感を有していた。だからこそ、この連帯感を利用して両国は一定の範囲でありながら協力関係を持ち良好な関係を維持する事ができた。韓国は日本に頼る必要があり、また日本の側も韓国の存在を必要としていたからである。

しかしながら、80年代に入ると、このような日韓間の連帯感は失われ、韓国は自らにとっての日本の存在意義を再考察しなければいけない状況に追い込まれて行く。そもそも日本とは何ものであり、韓国にとってどのような存在なのか。「日本に克つ為には、日本を知らなければならない」という一見矛盾し

て見える「克日運動」のスローガンは、このような当時の韓国の状況を象徴的に示している。「冷戦」というベールを外して見た日本は、韓国の前に立ちふさがる高い壁であり、また過去に自らを支配した克服すべき対象である。しかしながら、振り返れば、我々は日本がどのような教育を行っているかさえず、そもそも彼等が何を考えているかもよく理解していない。だからこそ、彼等は「日本を知らなければならぬ」というスローガンを叫ぶ事となった訳である。

韓国人にとって不幸だったのは、こうして発見される日本が、彼等の目から見て、韓国を重視する訳でもなければ、彼等が期待する歴史認識を共有する存在では無かった事かもしれない。ともあれ、こうして第一次教科書紛争を切っ掛けに日韓両国は「歴史認識問題」というパンドラの箱を開けていく事になるのである。

注

- 1 Kan Kimura, 'Discovery of Disputes: Collective Memories on Textbooks and Japanese-South Korean Relations' *Journal of Korean Studies*, Volume 17, Number 1, Spring 2012, pp. 97-124. また、木村幹「日韓歴史認識問題にどう向かい合うか(連載)」1-36、『究』1-36、2011年4月-2014年3月号、等。
- 2 拙稿、'Discovery of Disputes' Table 2, p102.
- 3 1983年1月1日から『朝鮮日報』は「극일의 길 일본을 알자(克日の道 日本を知ろう)」という表題の下に、同年12月10日までの間に、全47回の連載を行った。『朝鮮日報』1月1日13面、他。その成果は日本語でも次の著作として出版されている。朝鮮日報編『韓国人が見た日本:日本を動かしているもの』サイマル出版会、1984年。
- 4 この一連のインタビューは、科学研究費補助金(基盤研究B)「全斗煥政権期のオーラルヒストリー調査」の成果である。
- 5 近年における日韓間の歴史教科書を巡る研究の中心的なものとしてまず挙げるべきは、2007年から2010年までの間に行われた第二期日韓歴史共同研究の成果であろう。同共同研究では、独立した分科会として「教科書小グループ」が設けられ、他分科会委員を含む5回の全体会議と、12回の日韓両国分科会委員の合同会議、そして1回の合同批評会を経て、共同報告書を提出した。日韓歴史共同研究会編『第二期 日韓歴史共同研究報告書』教科書小グループ篇、日韓歴史共同研究委員会、2010年。ウェブサイトは、<http://www.jkcf.or.jp/projects/kaigi/history/second/2-4/>(最終確認2014年3月28日)。
- 6 この典型的なものとして、「특집: 2011년도 김정통과 일본 역사교과서의 문제점」、『역사교육논집』47、역사교육학회、2011年、所収の諸論文がある。また、これ以外の比較的最近のものとしては、윤유숙「일본 고등학교 교과서의 중 근세 한일관계 기술 검토-2012년 김정합격본의 기술을 중심으로」、『사총』78、고려대학교 역사연구소、2013年、서종진「일반논문: 일본 고등학교 역사교과서의 관동대지진에 대한 기술 내용 분석」、『일본학』35、동국대학교 일본학연구소、2012年、等。また書籍としては、일본 교과서바로잡기 운동본부 편『일본 교과서 역사 왜곡』역사비평사 | 2006年、한국역사교과서연구회의 편『역사교과서 속의 한국과 일본』혜안、2000年、等。
- 7 代表例としては、教科書検定訴訟を支援する全国連絡会編『教科書検定の違憲性』ロング出版、1994年、等がある。また、教科書検定訴訟を支援する全国連絡会編集による一連の著作。
- 8 例えばこの点における代表的著作の一つが、李淑子『教科書に描かれた朝鮮と日本—朝鮮における初等教科書の推移 1895-1979』ほるぷ出版社、1985年、がある。同書は1895年から1970年代に至るまでの朝鮮半島において用いられた初頭教科書における日朝・日韓関係に関わる記述の変化を詳細に記述した労作である。また最近のものとしては、남상구「일본 고등학교 교과서 독도 기술 추이와 현황」、『영도해양연구』3、2011年、等。
- 9 例えば、권오현「일본 중학교 사회과 학습지 도요령과 후소사관 공민교과서의 분석: 국가주

- 의적 교육의 강화를 중심으로」, 역사교육학회『역사교육논집』27, 2001年。
- 10 拙稿, 'Discovery of Disputes'.
 - 11 この点については, 拙稿, 'Discovery of Disputes'. また, 鄭奈美・木村幹「『歴史認識』問題と第一次日韓歴史共同研究を巡る一考察(二)」, 『国際協力論集』16-2, 2008年, 135-139ページ所収の各表を参照。
 - 12 この時の紛争についての数少ない先行研究の一つに, 三谷文栄「歴史教科書紛争をめぐるメディア・フレームの分析」, 日本マス・コミュニケーション学会・2012年度春季研究発表会・研究発表論文, 2012年, http://mass-ronbun.up.seesaa.net/image/2012Spring_B2_Mitani.pdf (最終確認2014年3月28日), がある。但し, 三谷の分析はメディア・フレームに関する表面的な分析に留まっており, 問題の政治化の過程については分析していない。また, 紛争直後の研究として, 田中正俊「평론: 침략으로부터 진출로 - 일본 역사교과서의 감정 견해를 비판함」 고려대학교 역사연구소 『사총』27, 1983年, がある。
 - 13 例えば, 『朝日新聞』, 『毎日新聞』, 『読売新聞』, 『日本経済新聞』, 各誌の1982年6月26日付け紙面参照。なお, 本稿における以上の各紙の引用は, 聞蔵Ⅱビジュアル, <http://database.asahi.com/library2/> (最終確認2014年3月28日), 毎索, https://dbs.g-search.or.jp/WMAI/PCU/WMAI_ipcu_menu.html (最終確認2014年3月28日), ヨミダス歴史館, <https://database.yomiuri.co.jp/rekishikan/>, 日経テレコン, <http://t21.nikkei.co.jp/g3/CMN0F12.do> (最終確認2014年3月28日), 等のデータベースに拠っている。
 - 14 重村智計・飯村友紀「日韓相互 Orientalism の克服: 現代史の既述ぶり分析」, 日韓歴史共同研究会編『第二期 日韓歴史共同研究報告書』教科書小グループ篇, 日韓歴史共同研究委員会, 2010年, 355頁。
 - 15 『朝日新聞』1982年6月26日1面(東京版)。
 - 16 一連の家永裁判の歴史については, 徳武敏夫『家永裁判運動小史』新日本出版社, 1992年, に拠った。
 - 17 先行して始められた第一次訴訟が遅延していた結果, 第二次訴訟の最高裁判決が第一次訴訟に先立つ形となった。
 - 18 例えば, 『朝日新聞』1982年4月7日3面(東京版)。
 - 19 「重荷下ろした文部省」『朝日新聞』1982年4月9日22面(東京版)。尤も, 当時の検定手続きは最高裁判決の以前から行われており, 本来であればこの年の検定結果に, 最高裁判決の影響を見出そうとするのは大きな無理が存在した。「『審議に関係なし』その時, 中教審小委」, 『朝日新聞』1982年4月9日22面(東京版)。
 - 20 例えば, 当時の二大紙の一つであった『朝鮮日報』は翌27日の朝刊10面に小さな記事を載せたものの, 同日が休刊日に当たっていた『東亜日報』はこの問題に対する如何なる報道も行わなかった。『朝鮮日報』1982年6月27日10面, 『東亜日報』1982年6月28日。なお本稿における韓国の新聞に関わる情報は, 『朝鮮日報』については, 조선일보 아카이브 http://srchdb1.chosun.com/pdf/i_archive/ (最終確認2014年3月28日), その他の新聞については, 기사통합검색 KINDS <http://www.kinds.or.kr/> (最終確認2014年3月28日) に拠っている。
 - 21 「家永訴訟(第一次) 訴状全文」, 東京教育大学新聞会 OB 会のホームページ, <http://members.jcom.home.ne.jp/lionsboy/sojou.htm> (最終確認2014年3月28日)。
 - 22 この経緯については, 『朝日新聞』1982年6月28日朝刊22面(東京版), 『日本経済新聞』1982年7月26日13面(東京版), 等に拠った。
 - 23 短評「この教訓はしっかりとおぼえておかなければならない」(日本語訳), 『人民日報』1982年7月20日。東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室「日中関係資料集」, <http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/indices/JPCH/index.html> (最終確認2014年3月28日)。なお, 同サイトには, このコラムに対する中国語の原文は掲載されていない。
 - 24 短評「日本侵略中国的历史不容篡改」, 『人民日報』1982年7月24日。東京大学東洋文化研究所田中明彦研究室「日中关系资料集」, <http://www.ioc.u-tokyo.ac.jp/~worldjpn/documents/indices/JPCH/chindex.html> (最終確認2014年3月28日)。
 - 25 例えば, 『日本経済新聞』1982年7月26日13面(東京版)。
 - 26 勿論, 冷戦期におけるイデオロギー的な批判は数多く存在した。しかしながら, それらの多くは抽象的なレベルに終始するものであり, また, 歴史教科書等の具体的な問題に対して向けられたものではなかった。

- 27 実際、日本政府はこの問題に対して幾度も中国に対する説明を行う事を余儀なくされた。例えば、『朝日新聞』1982年7月30日朝刊22面(東京版)。
- 28 例えば、『朝鮮日報』1982年7月21日4面。
- 29 例えば、『朝鮮日報』1982年7月27日3面。
- 30 『朝日新聞』1982年8月4日朝刊1面(東京版)
- 31 この時期の中韓関係についてはさしあたり、新井高志「韓国外交史における韓中関係：韓国の対中国交樹立の目的とその影響」、『創価大学大学院紀要』29、2007年、等。
- 32 当時の韓国の歴史学界は大規模な世代交代の最中にあり、それまで学界の中枢部を占めてきた人々に対し、当時40代であった若手研究者が大規模な批判を展開していた。この点については、李基白「回顧と展望(総説)」、『歴史學報』104、1984年、180-181頁。また、拙稿「日韓両国における歴史観と近代、そして近代的法秩序」、日韓歴史共同研究会編『第二期 日韓歴史共同研究報告書』教科書小グループ篇、日韓歴史共同研究委員会、2010年、293-297頁。
- 33 慎鋪厦については、差し当たり、대한민국학술원「학술원회원회원 회원명단」http://www.nas.go.kr/member/basic/basic.jsp?s_type=name&_value=&member_key=10000405 (最終確認2014年3月28日)。
- 34 『朝鮮日報』1982年7月25日3面。
- 35 『朝日新聞』1982年6月26日朝刊1面(東京版)。
- 36 『朝日新聞』1982年6月26日朝刊22面(東京版)。
- 37 『朝鮮日報』1982年7月25日3面。
- 38 最も考えられるのは、人民日報が日本政府批判を開始したのと同じ日に東亜日報に掲載された記事を参照した可能性である。この記事は中国政府の公式批判以前に日本の教科書紛争を大きく扱った数少ない記事のうちの一つであり、そこでは日本の教科書検定における朝鮮半島関係の記述の変化の例が幾つか挙げられている。但し、同記事はそれが日本の教科書検定に関わる重要事項の全てだと述べておらず、また、慎鋪厦が挙げている「8箇所」とも一致しない。慎鋪厦はこの記事の内容を基礎に他のマスメディアの報道を参考にしつつ、状況を過度に単純化して理解していた可能性がある。「日 高校教科書侵略美化 韓日友好에 赤信号」、『東亜日報』1982年7月20日9面。
- 39 조용진「일본의 사회과 교과서 속의 한국과 면전에 관한 연구 - 일본 중학교 교과서 속의 한국 기술의 분석 -」충남대학교 교육연구소『교육연구논총』2-1、1980年、金漢植「日本國『高校 世界史』教科書에 나타난 韓國史像」역사교육연구회『역사교육』20、1976年、권인혁「일본의 사회과 교과서에 나타난 한국사 서술의 문제점」한국사회과교육연구학회『사회과교육』14、1981年。
- 40 例外的な事例として、1976年における韓国の教員組織である大韓教育連合会からの日本の教科書内容は正要求がある。尤も、この動きは広がりを持たず、韓国社会や政府からも大きな関心を集める事ができなかった。この運動については、勝間田秀紀「1976年の韓国による教科書正要求内容に関する一考察：『日本社会科教科書検討意見書』の内容検討」、『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』別冊15-2、2008年3月、を参照の事。
- 41 井上光貞・笠原一男・児玉幸多『詳細日本史』山川出版社、1983年。
- 42 李度珩については、Chosun.com「인물 DB」http://srchuci.chosun.com/search/db-people/i_service/people_DisAllXml_review.jsp (最終確認2014年3月28日)、を参照の事。
- 43 このインタビューは、2012年3月27日、ソウル市内コリアアナホテルにて、3時間に渡って行われた。
- 44 日中間の新聞記者交流については、刘徳有『忘れ難き歲月：記者たちの見た中日両国関係』五洲传播出版社、2007年に詳しい。
- 45 例えば、70年代に広範にやはり『朝鮮日報』の東京特派員を勤めた許文道は、金大中拉致事件を巡る日本国内の韓国に対する批判的な雰囲気大きな衝撃を受けたと述懐している。
- 46 『朝鮮日報』1981年9月25日2面、及び11月25日5面。
- 47 中には『東亜日報』のように「日本の教科書はよくなりつつある」という報道を行っているメディアさえあった。この点については『朝日新聞』1982年8月3日朝刊3面。
- 48 『朝鮮日報』1982年7月24日1面。また、この取材に当たった、李度珩へのインタビュー。
- 49 この点については、鄭奈美・木村幹「『歴史認識』問題と第一次日韓歴史共同研究を巡る一考察」『国際協力論集』17-1、2008年7月、同17-2、2008年11月。

- 50 『朝日新聞』1982年8月3日の洪仁根東亜日報編集委員の発言をも参照。
- 51 『朝鮮日報』1982年7月25日1面。
- 52 『朝日新聞』1982年7月25日朝刊3面(東京版)。
- 53 中国政府の日本政府に対する抗議の開始が日本メディアの報道よりも1ヶ月近く遅れる事になった理由も、同様の教科書内容の精査の為だった可能性がある。この点については、別途考察する予定である。
- 54 『京郷新聞』1981年8月13日2面。また、『朝日新聞』1981年8月18日朝刊4面(東京版)。
- 55 『朝鮮日報』1982年7月25日3面。
- 56 『朝日新聞』1982年7月25日朝刊3面(東京版)。
- 57 『朝鮮日報』1982年7月24日1面、3面、及び、同7月25日、1面、3面。
- 58 『朝日新聞』1982年7月29日3面(東京版)
- 59 日本政府は同時にソウルでも同様の説明を行っている。この説明に対しても、やはり韓国政府の反応は同様であった。『朝日新聞』1982年7月31日朝刊3面(東京版)。
- 60 『朝鮮日報』1982年7月31日1面。
- 61 『朝鮮日報』1982年7月30日3面。
- 62 同時期に韓国に留学した人物としては後に国民大学教授としてやはり全斗煥・盧泰愚政権期において政権ブレインの役割を果たした金榮作がいる。後述。
- 63 金潤煥の経歴については、差し当たり、인물DB <http://db.chosun.com/people/index.html>。
- 64 許文道の経歴に就いては差し当たり、인물DB <http://db.chosun.com/people/index.html>(最終確認2014年3月28日)。また、一部の情報については、許文道へのインタビュー、によっている。インタビューは2012年2月12日、韓国京畿道水原市にて行われた。
- 65 なお、この崔秉烈もまた、第五共和国後期の1985年に民主正義党入りし、国会議員の地位を得る事となっている。彼はその後、盧泰愚政権、金泳三政権にて要職を歴任し、2003年には野党であったハンナラ党の総裁として、盧武鉉大統領弾劾を主導した。
- 66 許文道へのインタビュー。
- 67 李度珩へのインタビュー。
- 68 李度珩へのインタビュー。
- 69 『朝鮮日報』1982年8月12日3面。

The First History Textbook Dispute and “Overcoming Japan Movement”: A Turning Point in Japan-South Korean Relation in the 1980s

KIMURA Kan^{*}

Abstract

The first history textbook dispute is also the first major dispute about historical perceptions between Japan and South Korea. The goal of this study is to analyze the dispute and explain why Japan and South Korea had to repeat the same dispute .

First, this study shows how the dispute developed and proves the importance of the role of the Chinese in this dispute. In the first few weeks, the South Korean media and government had paid little attention to this issue while it was sensationalized in the Japanese media. However, the South Koreans realized the importance of the issue after serious criticism by the Chinese.

Second, this study identifies the importance of the frustration of the South Korean correspondents in Tokyo with the Japanese at that time (after the diplomatic normalization between Japan and China in the 1970s) about this dispute, through interviews with retired South Korean journalists and politicians. They saw that the Japanese were less respectful to the South Koreans than the Chinese, despite the fact that Japan and South Korea belonged to the same western block during the Cold War. This situation frustrated them. Hence, they reacted with their Chinese rivals in Tokyo and criticized Japanese historical perceptions to force the Japanese to admit their existence.

Third, this study analyzes how the South Korean government changed its stance against the Japanese government on this issue. Again, the Chinese’s strong stance against the Japanese was a key point. When faced with the Chinese’s strong stance with the South Korean media, the South Korean government was forced to take a firmer stance.

Lastly, in this context, this study described why the so-called “Overcoming Japan Movement (Geugil Undong)” started just after the dispute. During the textbook

^{*} Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

dispute in 1982, the South Korean media and government gradually understood that the Japanese perception of the international order in northeast Asia in the 1980s had changed in the 1970s as a result of the diplomatic normalization with the Chinese and that Japan might no longer be their comrade in the Cold War. Hence, they started the campaign to know the “real” Japanese people and insisted that Japan was something that they should have overcome. In this process, the South Korean perception of the Japanese also changed, and they started to regard the Japanese as worthy of criticism.

